

(3) 平成27年国民健康保険制度改正の概要

- ① 出産育児一時金の改正 (平成27年1月～) **資料A**
- ・ 出産育児一時金の基本額の引き上げ (39万円⇒40万4千円)
  - ・ 産科医療補償制度掛け金加算額の引き下げ (3万円⇒1万6千円)
- ② 高額療養費制度の見直し (平成27年1月～) **資料B**
- ・ 70歳未満の所得区分の細分化
- ③ 低所得者の保険税軽減措置の拡充 (平成27年4月～) **資料C**
- ・ 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の見直し (2割、5割軽減の対象の拡大)
- ④ 国民健康保険税の課税限度額の見直し (平成27年4月～) **資料C**
- ・ 国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分を1万円ずつ、介護納付金分の課税限度額を2万円引き上げ
- 【平成26年度の国民健康保険税率】

		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額		6.64%	2.62%	2.10%
均等割額		26,600円	9,900円	10,200円
平等割額	A、B以外の世帯	21,500円	7,600円	6,000円
	A特定世帯	10,750円	3,800円	
	B特定継続世帯	16,125円	5,700円	
課税限度額		510,000円	160,000円	140,000円

※ 課税限度額、税率の改正については平成27年度諮問予定。

- ⑤ 高額医療・高額介護合算制度の基準額の変更 (平成27年8月～)
- ・ 70歳未満の方の高額医療・高額介護合算制度の基準額の変更 (70歳以上の方の基準額は変更なし)

平成26年8月～平成27年7月			平成27年8月～
所得要件	基準額		基準額
基礎控除後の所得 901万円超	1,760,000円	⇒	2,120,000円
基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	1,350,000円		1,410,000円
基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	670,000円		670,000円
基礎控除後の所得 210万円以下	630,000円		600,000円
住民税非課税	340,000円		340,000円

# 資料 A

## 出産育児一時金の改正について（平成 27 年 1 月～）

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛け金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を 42 万円に据え置く。

	<改正前 42 万円>	<改正後 42 万円>
産科医療補償 掛金加算	3 万円	1 万 6 千円
出産育児一時金	3 9 万円	40 万 4 千円

### 【産科医療補償制度の見直し】

#### (1) 補償対象基準の拡大

- ・ 在胎週数 : 33 週以上 ⇒ 32 週以上
- ・ 出生体重 : 2,000 グラム以上 ⇒ 1,400 グラム以上

#### (2) 掛金（保険料）の引き下げ

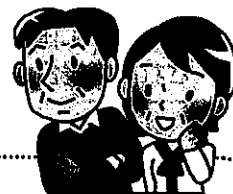
30,000 円 ⇒ 16,000 円

平成27年1月から

# 70歳未満の人の所得区分と

## 自己負担限度額が **変わります!!**

同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。



### ■自己負担限度額（月額）

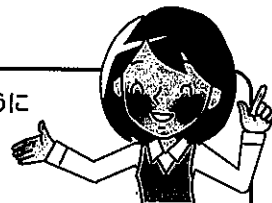
所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 (A)	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般 (B)	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯 (C)	35,400円	24,600円

※過去12か月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。



平成27年  
1月から

所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変更されます。新たな所得区分および限度額は下表をご覧ください。



### ■自己負担限度額（月額）

平成27年1月からの所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	(オ)	35,400円	24,600円

※所得とは、国民健康保険税（料）の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

## 要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

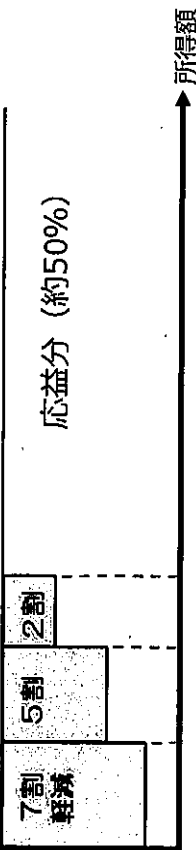
## 要望内容

<現行>  
保険税額

■ 課税限度額 (現行)  
基礎課税額：51万円  
後期高齢者支援金等課税額：16万円  
介護納付金課税額：14万円

応能分 (約50%)

応益分 (約50%)



■ 軽減判定所得 (現行)

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数\*)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数\*)

<改正後>  
保険税額

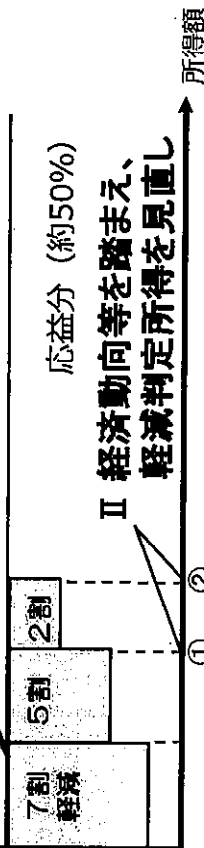
I 課税限度額の見直し

■ 課税限度額 (改正後)  
基礎課税額：52万円  
後期高齢者支援金等課税額：17万円  
介護納付金課税額：16万円

中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となる。

応能分 (約50%)

応益分 (約50%)



II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

■ 軽減判定所得 (改正後)

- ① 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 26.0万円 × (被保険者数\*)
- ② 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 47万円 × (被保険者数\*)

\* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

資料 C